

公示

(プロポーザル方式選定)

独立行政法人国際協力機構関西センター（JICA関西）が、2020年1月下旬より技術研修を開始する予定の案件に関し、企画競争を実施しますので、別添のとおりプロポーザルの提出を招請します。

なお、本件公示に関する問い合わせは、JICA関西業務第一課（電話：078-261-0383、担当：金塚）宛にお願いします。

2019年7月9日

独立行政法人国際協力機構
関西センター 契約担当役
所長 西野 恭子

1 案件概要

- (1) 案 件 名 課題別研修「交通安全」
- (2) 担 当 部 署 JICA 関西 業務第一課
- (3) 案 件 概 要 研修委託契約業務概要（別紙1）のとおり

2 公示の趣旨

上記1の案件実施を希望するものを募集し、プロポーザル方式による企画競争をすることを目的に本公示を実施するものである。

3 応募要件

(1) 基本的要件：

- ① 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。
- ② 2019年度を第1回目とし受託し、2021年度まで計3回、同一案件を受託可能である者。本件公示は2019年度、2020年度、2021年度に実施する研修（計3回分）を対象に実施しますが、契約は年度ごとに分割して締結します。なお、各年度の契約を締結する際には、前年度の業務実施状況が良好であることを確認のうえで、契約を締結します。（ただし、研修対象国の状況など、予期しない外部条件が生じた場合を除きます。）

(2) 資格要件等：

- ① ア 公示日において、平成31・32・33年度または平成28・29・30年度全省庁統一資格競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）の「役務の提供」の「A」または「B」または「C」または「D」の認定等級（各付）を有する者
イ 公示日において、全省庁統一資格を有していない者で、以下の書類を提出し、当機構における参加資格審査に合格した者
 - ・資格審査申請書 別紙3
 - ・登記事項証明書（写）
（法務局発行の「履行事項全部証明書」発行日から3ヶ月以内のもの）
 - ・財務諸表（直近1カ年分、法人名及び決算期間が記載されていること）
 - ・納税証明書（写）（その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの）
- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者
具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、関心表明書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
 - ・資格停止期間中に提出された関心表明書は、無効とします。
 - ・資格停止期間中に公示され、関心表明書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、関心表明書を受付けます。

- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ⑤ 関心表明書兼企画競争説明書等配布依頼書（別紙2）及び誓約書（別紙4）を提出したもの

4 手続きのスケジュール（関心表明書の提出）

（1）提出期間

2019年7月9日（火）午前10時から2019年7月23日（火）午後5時まで

（2）提出場所

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

JICA 関西業務第一課（担当：金塚）

TEL：078-261-0383 FAX0778-261-0465

e-mail：Kanazuka.Takumi@jica.go.jp

jicaksic-unit@jica.go.jp

（3）提出書類

- ①別紙2 関心表明書兼企画競争説明書等配布依頼書
- ②資格審査結果通知書（全省庁統一資格）写し又は別紙3 資格審査申請書
- ③別紙4 誓約書

※共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下をご提出ください。

- ・共同企業体結成届
- ・構成員に関する競争参加資格確認申請の諸書類

（4）提出方法：持参又は郵送（書留、提出期間内に必着）

（5）その他

- ・提出期限を過ぎて提出された提出書類は無効とします。
- ・提出書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とします。
- ・提出書類は返却しません。
- ・機構は提出書類等を本公示の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めません。

5 企画競争説明書の交付

（1）応募資格の確認

上記4（3）の提出書類により応募資格を確認する。応募要件を満たしていない場合は、別途連絡する。

（2）交付方法

上記4（3）の必要書類が提出された場合は、受領日から起算して2営業日以内に、提出された「関心表明書兼企画競争説明書等配布依頼書」に記載されているメールアドレスに対して、企画競争説明書等の格納先URL、当該URLにログインするためのIDとパスワードを送付する（但し、パスワードについては、別メールにて送付する。）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、企画競争説明書等をダウンロードすること。

なお、別紙3資格審査申請書提出者については、審査に時間を要することを鑑み、別紙3を受領した時点で上記URL・ID・パスワードをメール送付するが、企画競争への参入は審査に合格した場合のみ可能であることに留意すること。

(3) 交付期間

ダウンロードが可能な期間は、2019年7月26日（金）午後5時までとする。この期間であれば、土日・祝日でもダウンロードが可能。

6 質問受付

企画競争説明書の内容等に関し、質問がある場合は2019年7月30日（火）午後5時までに、上記4.（2）の両方のメールアドレスへ送信すること（様式不問）。

回答は、提出された「関心表明書兼企画競争説明書等配布依頼書」に記載された各者メールアドレスに対して、2019年8月1日（木）午後5時までに送信する。

7 プロポーザル及び見積書の提出及びその後の手続き等

（詳細は企画競争説明書にて説明します。）

提出期限：2019年8月13日（火）午後4時まで

選定結果通知：2019年8月23日（金）

契約交渉：選定結果通知後に行う。

8 情報の公開について

当機構においては、契約関連情報を当機構のホームページで公表することとしています。

(1) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する全ての契約。ただし、次に掲げるものを除きます。

ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約

①工事又は製造の請負の場合、250万円

②財産の買入れの場合、160万円

③物件の借入れの場合、80万円

④上記以外の場合、100万円

ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

(2) 上記(1)のうち、一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等^(※)として再就職していること

※ 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有す

る者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする）

（3）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等を公表します。上記(2)についてはこれと併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名
- イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

（4）公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72日以内。ただし、4月締結の契約については93日以内）に掲載することが義務付けられています。

（5）情報提供の方法

契約締結前に所定の様式で提出していただきますのでご協力をお願いします。

9 その他

- ・ 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- ・ 契約保証金：免除する。
- ・ 契約書作成の要否：要
- ・ 共同企業体の結成：認める
- ・ 契約経費：

当機構が定める研修委託にかかる諸経費（業務人件費、管理費）、その他研修実施に必要な直接費（講師謝金、資機材費等）を支払う。

研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式（2019年3月版）

以下URLを参照ください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

研修委託契約業務概要

※下記は 2019 年度に関するものです。2020 年度及び 2021 年度の計画については、研修期間や対象国の変更を含めて当該年度に決定します。

1. 研修コース概要:

(1) 研修コース名

課題別研修「交通安全」

(2) 研修の目的

研修の目標:

参加国の交通安全に関連する業務の監督者の交通安全対策にかかる能力が向上する。

単元目標:

- 1) カントリーレポートの作成を通じた自国の交通安全に係る課題が抽出される。
- 2) 我が国の第一次交通戦争及び第二次交通戦争の経験そして 2000 年代以降の取り組みを学ぶことを通じ、以下の事柄への理解を図る。
 - ①交通安全政策
 - ②交通警察制度とその下での交通違反の取締り、事故捜査、事故データベースと運転免許制度
 - ③交通安全教育と各種交通安全啓蒙活動
 - ④交通安全施設整備と住民参加による交通事故多発地点の改善
 - ⑤貨物・旅客輸送業者の運行管理改善
- 3) カントリーレポートとアクションプランの作成・発表・意見交換を通じ、各国共通の課題について問題点の把握と解決策の検討を行う。

(3) 研修期間(予定)

- ① 全体受入期間: 2020 年 1 月 19 日から 2020 年 2 月 1 日まで
- ② 技術研修期間: 2020 年 1 月 20 日から 2020 年 1 月 31 日まで

(4) 対象となる研修員ほか

- 1) 使用言語: 英語
- 2) 対象国: マレーシア、タイ、カンボジア、ベトナム、ネパール、パキスタン、ヨルダン、エジプト、ウズベキスタン、バングラデシュ
- 3) 受入予定人数: 11 名(増減あり)

4) 研修の参加予定者:

中央政府又は地方自治体において交通安全に関連する業務を監督する機関に所属する者のうち、課長補佐に相当する者。

- 5) 業務の範囲及び内容
企画競争説明書に記載する。

以 上

(西暦) 年 月 日

関心表明書兼企画競争説明書等配布依頼書

独立行政法人 国際協力機構
 関西センター契約担当役 所長 殿

提出者 住 所
 法 人 名
 代表者役職氏名 印
 担当者役職氏名
 連絡先 メールアドレス
 TEL/FAX

課題別研修「交通安全」に係る公募において応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので、下記の書類を提出するとともに関心表明いたします。
 つきましては、当該案件に係る企画競争説明書及び配布資料一式等を上記メールアドレスに送付願います。

なお、受領する企画競争説明書及び配布資料一式等については、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供を行いません。

記

提出するものを記載してください

平成 31・32・33 年度又は平成 28・29・30 年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）
 写し

又は

資格審査申請書 別紙 3
 登記事項証明書（写）
 （法務局発行の「履行事項全部証明書」発行日から 3 ヶ月以内のもの）
 財務諸表（直近 1 カ年分、法人名及び決算期間が記載されているもの）
 納税証明書（写）（その 3 の 3、発行日から 3 ヶ月以内のもの）

以 上

資格審査申請書

別紙 3

(西暦) 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
関西センター契約担当役 所長 殿

課題別研修「交通安全」への参加資格に対する審査を申請いたします。なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ない事を誓約します。

1. 申請者

ふりがな	
会社名	
ふりがな	
代表者 役職名・氏名	(* 役職名が登記簿謄本と異なる場合、役職名が確認できる書類を添付)
直近決算日	西暦 年 月 日
本社所在地	〒 <div style="text-align: right;">TEL : FAX :</div>

2. 担当者連絡先 (JICA からの連絡する場合に、窓口になっていただく方)

担当者 連絡先 (本社所在地と 同一の場合は記入不要)	〒 <div style="text-align: right;">TEL : FAX :</div>
部署名	
ふりがな	
担当者 役職名・氏名	Email :

3. 希望する資格の種類（*注：登記されている事業に限る）

資格の種類	注) 希望する資格に○印をご記入ください。(複数選択可)
物品の製造	
物品の販売	
役務の提供等 (物品の製造、販売以外全て)	

4. 経営状況

別紙に必要数値をご記入ください

5. 添付書類

添付書類		確認欄 添付したものに○をつけてください。
1	登記事項証明書（写）	
2	財務諸表（直近1ヵ年分、法人名、決算期間が記載されていること）	
3	納税証明書その3の3（写）	

注) 公的機関が発行する書類（1. 登記事項証明書、3. 納税証明書）については、発行日から3ヶ月以内のものに限ります。

本申請書に記載された情報は、氏名を除き一般公開の対象となります。また、当機構において、個人情報に関する部分は、入札競争・プロポーザル選考・見積徴収等の実施に際し、企業選定と資格確認のためにのみ利用されます。

6. 経営状況 ※下記金額は、千円未満を四捨五入すること。

①営業実績

販売、製造等の営業実績（売上高）を直前2カ年分記入する。

直前決算年度（千円）	直前々決算年度（千円）	平均実績額（千円）
A	B	① $\frac{A + B}{2}$

②自己資本額

直前決算時の金額を記入する。なお、欠損はマイナス表示とする。

	直前決算時（千円）	剰余（欠損）金処分（千円）
資本金		
準備金・積立金	(注1)	
次期繰越利益（欠損）金		(注2)
小計	A	B
合計	② A + B (注3)	

注1：(貸借対照表の純資産の部) - (資本金) - (繰越利益剰余金) = (準備金、積立金、資本剰余金、自己株式、評価・換算差額、新株予約権等の合計)

注2：繰越利益剰余金

注3：貸借対照表の純資産合計と一致

③流動比率

直前決算時の金額を記入する。

流動資産（千円）	A	① $\frac{A}{B} \times 100 (\%)$
流動負債（千円）	B	

④営業年数 登記事項証明書の会社設立の年月日からの満年数を記載

① 年

提出日：（西暦） 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
関西センター契約担当役 所長 殿

課題別研修「交通安全」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代表者

役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下

のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上